

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項
第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者

住所

氏名

Ⓜ

(名称及び代表者の氏名)

私は _____ が令和 年 月 日に _____ の申立てを行った
(注1)

ことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 _____ に対する売掛金 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円
- 2 _____ に対する取引依存度 _____ % (A/B)
- A 年 月 日から 年 月 日までの _____ に
対する取引額 _____ 円
- B 上記期間中の全取引額 _____ 円

(注1) 注1の部分には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2のいずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和 年 月 日

前産(認定)第 号

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(認定者) 前橋市長 山本 龍 Ⓜ

中小企業信用保険法第2条第5項第1号に
規定する認定に関する添付書類

認定申請企業名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

資本金 _____

従業員 _____

業種 _____

<u>主要生産販売状況</u>	<u>生産販売品名</u>	<u>比率</u>

【他の添付書類】

- ・再生債権届出書などの通知書及び当該再生手続申立等事業者に対して有している売掛金債権や前渡金返還請求権の分かる請求書などの写し（伝票などで請求金額がわかるものなど）
- ・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し、個人事業主は申告書の写し
- ・委任状（代理申請の場合）
- ・他は、別紙参照

【注意事項】

指定事業者リストに載っている事業者に対し、売掛金の回収が困難になっていること。

1で申請の場合、回収困難な額は50万円以上あること。

2で申請の場合、取引依存度が20%以上あること。

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請必要書類

<p>必須提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（正本2通） ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号に規定する認定に関する添付書類（1枚） ・申請日より直近の決算報告書の写し（1部） ・履歴事項全部証明書又は定款の写し（1部） （申請時点での住所・企業名と相違なければ、直近のものでなくても可） ・売掛債権や前途金返還請求権のわかる請求書もしくは伝票など（請求金額がわかるもの）の写し（1部） ・その他市長が必要とするもの 	
<p>認定要件により提出する書類</p>	<p>売掛債権が50万円</p>	<p>以下記いずれかの写しを添付してください。（1部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生債権届出書 ・再生手続開始通知書 ・破産債権届出書 ・破産宣告通知 ・破産債権証明書 （破産管財人が作成したもので、債権の確定額がわかるもの。書式は任意）
<p>提出する書類</p>	<p>未満の債権が50万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引依存度が明らかになる書類（1部） （決算書等の数値を基に取引依存度がわかるように計算したもの。書式は任意） <p>下記いずれかの写しを添付してください。（1部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生債権届出書 ・再生手続開始通知書 ・破産債権届出書 ・破産宣告通知 ・破産債権証明書 （破産管財人が作成したもので、債権の確定額がわかるもの。書式は任意）